

[事案 2021-191] 新契約無効請求

・令和4年5月16日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年5月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) サービスセンター担当者によると、払済保険に変更した場合、既払込保険料は据え置かれて満期日に支払われるとのことだったが、実際は、その時点の解約返戻金を元に、払済保険に変更されるため、説明は誤っている。
- (2) 募集人から設計書を受け取っておらず、契約の内容について説明を受けていない。また、保険証券が送付されていない。
- (3) 本契約は、母から自分への生前贈与のための特別な保険であって、母が保険料を支払えなくなった時でも、解約手数料などは発生しない仕組みの保険であると考えていた。募集人は、当初から5年で払済保険へ変更させることを計画して、母に提案を行った。
- (4) 募集人が、口座振替申込書の控えや贈与契約書を、第三者である母に渡した。また、自分の了承なく、死亡保険金受取人、指定代理請求人および家族登録制度に、母を指定した。
- (5) 口座引落しで保険料を支払うつもりだったが、募集人は、母から直接現金を徴収し、自分宛の領収書を発行した。
- (6) 本契約は、定期贈与となる可能性があり、贈与税を課せられるリスクを負わされた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) サービスセンター担当者は、解約返戻金を元に、払済保険に変更できる旨を申立人に説明した。また、経過年数が浅い時点では解約返戻金が既払込保険料累計額を下回るが、期間経過とともに差額が縮まり、保険料払込期間満了が近付いた時点で上回ることを説明した。
- (2) 募集人は、設計書等をもとに契約内容等を説明の上、設計書や重要事項のお知らせ（注意喚起情報）を交付し、申立人が重要事項を了知、同意したことを確認して、申込を行った。保険証券は、簡易書留により申立人住所へ送付しており、返送の記録はない。
- (3) 申立人の許可なく、申込時の書類を申立人母に交付した事実はない。また、死亡保険金受取人、指定代理請求人および家族登録制度については、申立人が申立人母を指定している。
- (4) 契約時の保険料の領収については、申立人の了承の上で行っている。
- (5) 申立人に贈与税が課されるとしても、募集人に誤説明があったと推定されるものではなく、損害賠償義務を負う理由はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の

個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。